平成２２年（再イ）第３０号
徳島県板野郡北島町中村字川田15番地１
再生債務者　森本　久美
１　決議に付する再生計画案　平成22年８月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年９月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年９月29日まで
平成22年９月１日　　徳島地方裁判所民事部
平成２２年（再イ）第３１号
徳島市南佐古６番町５―30　メルシーハイツ１号館
再生債務者　中口　由美
１　決議に付する再生計画案　平成22年８月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年９月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年９月29日まで
平成22年９月１日　　徳島地方裁判所民事部
平成２２年（再イ）第３２号
徳島県小松島市日開野町字井理守48―１　小松島住宅１号棟303号室
再生債務者　宮本　研治
１　決議に付する再生計画案　平成22年８月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年９月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年９月29日まで
平成22年９月１日　　徳島地方裁判所民事部
平成２２年（再イ）第１２号
長崎県佐世保市重尾町395番地３
再生債務者　島田　　徹
１　決議に付する再生計画案　平成22年８月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年９月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年９月30日まで
平成22年８月27日
長崎地方裁判所佐世保支部
平成２２年（再イ）第１４号
長崎県佐世保市原分町1121番地６
再生債務者　橋口　準一
１　決議に付する再生計画案　平成22年８月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年９月22日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年９月30日まで
平成22年８月31日
長崎地方裁判所佐世保支部
平成２２年（再イ）第２９号
香川県高松市東ハゼ町21番地４　栗林公園南ハイツ202号室
再生債務者　黒坂　広幸
１　決議に付する再生計画案　平成22年９月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年９月29日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年９月29日まで
平成22年９月１日
高松地方裁判所破産・再生係
平成２２年（再イ）第７号
青森県十和田市大字三本木字西金崎528番地２
再生債務者　小向　孝之
１　決議に付する再生計画案　平成22年７月30日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年10月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年10月１日まで
平成22年９月１日
青森地方裁判所十和田支部
平成２２年（再イ）第１０号
新潟県長岡市石動南町10番地７
再生債務者　出口誉太郎
１　決議に付する再生計画案　平成22年８月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年９月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年９月24日まで
平成22年９月３日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

小規模個人再生による再生手続開始中更正

平成２２年（再イ）第１０号
福島県郡山市喜久田町字四十坦５番地の167
再生債務者　武田　　勲
１　主文　当裁判所が平成22年４月23日になした小規模個人再生による再生手続開始決定中、再生債務者の住所につき「福島県郡山市喜久田町字四十担５番地の167」とあるを「福島県郡山市喜久田町字四十坦５番地の167」と更正する。
２　決定年月日　平成22年８月30日
福島地方裁判所郡山支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定中更正

平成２２年（再イ）第２９号
福島県田村市船引町北鹿又字西久保40番地
再生債務者　渡辺　克司
１　主文　当裁判所が平成22年８月５日になした小規模個人再生による書面決議に付する決定中、再生計画案の日付「平成22年８月５日」とあるのを「平成22年７月15日」と更正する。
２　決定年月日　平成22年８月27日
福島地方裁判所郡山支部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２２年（再イ）第２０号
静岡市駿河区下川原４丁目６番18号
再生債務者　福地　敬吾
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成22年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。
平成22年９月１日
静岡地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第２６号
新潟県長岡市蓮潟５丁目３番18号
再生債務者　吉川　　賢
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年１月11日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成22年９月１日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第２２号
埼玉県比企郡吉見町大字久保田1649番地５
再生債務者　片山　直紀
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年８月30日
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１７号
堺市堺区三宝町２丁130番地３
再生債務者　岡本　秀樹
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月28日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月５日から平成22年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
平成２２年（再ロ）第４号
秋田県横手市大森町上溝字末野109番地40
再生債務者　高橋　美々
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月29日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月13日から平成22年11月４日まで
秋田地方裁判所横手支部
平成２２年（再ロ）第２号
山形県酒田市亀ケ崎１丁目６番20号亀ケ崎ハイツ101号
再生債務者　佐藤　清志
１　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月29日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月13日から平成22年10月27日まで
山形地方裁判所酒田支部
平成２２年（再ロ）第２３号
横浜市緑区三保町2431番地８
再生債務者　丸山　博之
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月29日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月13日から平成22年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部